

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の措置の継続について

2024年1月17日  
電源開発株式会社

当社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」に参画し、2023年2月分から2024年1月分までの電力料金の値引きを行っております。

この度、政府において本事業の継続が決定されたことから、当社の電気料金の措置（値引き）の適用期間を下記の通り延長することといたしましたので、お知らせします。

なお、電気料金の措置の継続について、お客さまからのお申込みは必要ありません。

1. 適用対象

当社と高圧※の電気需給契約があるお客さま

※特別高圧のお客さまは対象外

2. 適用期間

2023年1月使用分～2024年5月使用分

(2023年2月分の電力料金～2024年6月分の電力料金)

3. 料金

「2. 適用期間」における電気需給約款15(1)に定める料金は、「4. 負担軽減割引額」に定める割引額を差し引いたものといたします。

4. 負担軽減割引額

負担軽減割引額は、その1月の使用電力量に次に定める割引単価を適用して算定いたします。

適用時期	2023年1月～8月 使用分	2023年9月～12月 使用分	<u>2024年1月～4月 使用分（今回延長分）</u>	<u>2024年5月使用分 （今回延長分）</u>
1キロワット時 につき（税込）	3.5円	1.8円	<u>1.8円</u>	<u>0.9円</u>

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。